

平成31年2月25日

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

消費税及び地方消費税の税率改正に伴う工事等における契約の取扱いについて

消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）が平成31年10月1日から引き上げられ、それに伴う工事及び工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）については経過措置の指定日が、平成31年4月1日とされています。

このことにより、消費税率等の取扱いは、次のとおりとなります。

なお、消費税率の引上げ日が延期された場合は、本通知による扱いは必要ありません。

#### 1 基本的な取扱い

- (1) 平成31年4月1日以降に契約を締結する工事等で、平成31年10月1日以降に引渡しを行う予定のものは、消費税率10%で計算します。
- (2) 平成31年9月30日までに引渡し予定の工事等は、契約日にかかわらず消費税率8%で計算します。

#### 2 経過的な取扱い

- (1) 平成31年3月31日までに契約を締結する工事等の場合、引渡し予定日にかかわらず消費税率8%で計算します。
- (2) (1)の工事等で、平成31年10月1日以降に引渡し予定の場合、平成31年4月1日以降の設計変更により契約金額が増額するものについては、増額分の消費税率を10%で計算します。
- (3) (1)の工事等で、平成31年9月30日までに引渡し予定の場合、請負期間の延長により引渡しが平成31年10月1日以降になるもの（受注者の責によるものは除く。）の取扱いは、次のとおりです。

ア 当初契約金額と変わらず請負期間延長のみの場合は、消費税率は8%のままです。

イ 平成31年4月1日以降の設計変更により、契約金額を増額する場合の増額分については、消費税率は10%になります。

ウ イの場合の消費税率変更に係る契約金額等の変更は、請負期間を延長するときに行います。

- (4) 平成31年4月1日以降に契約を締結し、平成31年9月30日までに引渡し予定の工事等で、請負期間の延長により引渡しが平成31年10月1日以降になるもの

(受注者の責によるものは除く。)の取扱いは、次のとおりです。

ア 契約金額に消費税率を2%加算し、変更契約を締結します。

イ アの場合の契約金額等の変更は、請負期間を延長するときに行います。

- (5) 平成31年4月1日以降に契約を締結し、平成31年10月1日以降に引渡し予定の工事等で、期日前のしゅん功等で平成31年9月30日までに引渡しとなるもの取扱いは、次のとおりです。

ア 契約金額から消費税率を2%除算し、変更契約を締結します。

イ アの場合の変更契約は、しゅん功及び完了前に行います。

- (6) 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に契約を締結し、平成31年10月1日以降に引渡しを行う予定の工事等に係る前払い及び部分払い等の取扱いは次のとおりです。

ア 平成31年9月30日までに支払う前払い及び部分払いについては、消費税率改正による消費税額の増加分を含まないものとします。

イ 受注者が工事完成基準の方法の方法による経理を行う場合において、当該建設工事等の着手の日から平成31年9月30日までの期間に部分引渡しが行われた課税資産の譲渡等については、旧税率(8%)が適用されるため、減額の変更契約を行います。

- (7) 単品スライド条項及びインフレスライド条項(特例措置を含む。)に基づく契約金額の変更については、消費税率の改正による物価の変動分を除くものとします。

### 3 入札(見積)書の記載について

入札(見積合せ)では、入札(見積)書記載金額に消費税相当額を加えて契約します。入札(見積)書記載金額について落札希望金額の108分の100、110分の100に相当する額のいずれを記入するかは、公告や指名通知において十分に御確認をお願いします。